

都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。
- 紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

論文の引用について

- 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問い合わせは

都留文科大学附属図書館
住所: 402山梨県都留市田原三丁目8番1号
電話: 0554-43-4341(代)
FAX: 0554-43-9844
E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

[電子紀要トップへ](#)

評伝 恒藤 恭

A Critical Biography of TSUNETO KYO (Part 9)

関 口 安 義

SEKIGUCHI Yasuyoshi

第十一章 新しい時代のリーダーとして

一 大阪市立大学の構想

新大学の設立

一九四九（昭和二四）年四月、恒藤恭は大阪市立大学の創立とともに、総長（のち、教育公務員特例法によって「学長」と改称）に就任した。大阪商科大学を母体に新大学制度に則^{のっと}って市立大学を創設するというプランは、戦後の早い時期から大阪市にあった。近藤博夫市長がその意図を明かすのは、一九四八（昭和二三）年六月のはじめであった。七月に各方面の人々を集めて、新制大学設置準備委員会が組織された。戦後大阪市は大阪市立女子専門学校や大阪市立

医科大学を創立していたが、それらを吸収して六学部を包含する総合大学の設立を企図したのである。

一九四九年二月に、恒藤恭は大阪市立大学創設事務取扱を任命されていた。大阪商科大学を母体とする新大学の設立だけに、彼の創設事務取扱は自然の成り行きであり、四月からの新大学の総長就任もスムーズであった。旧制の大阪商科大学学長とは兼務である。その少し前に、彼は郷里松江にある島根大学から学長にとの内々の話もあったが、断っている。同年一月には日本学術会議会員にもなっており、彼の身辺は、とみに忙しさを増していた。そのためか戦後復職、兼任していた京都大学法学部の教授を、創設事務取扱に任じられた二月には辞している。

大阪市立大学は、大阪商科大学を中心に大阪市立都島工業専門学校・大阪市立女子専門学校・大阪市立医科大学が一緒になって、一

つの大学を形成した。商学部・経済学部・法文学部（のち法学部・文学部として分離独立）・理工学部・医学部・家政学部の六学部を擁する総合大学である。実方正雄の「法学部設立の風土」（『法学雑誌』第二〇巻第三号、一九七四・二）によると、新制大学設立の議論がはじまった頃、「阪大と商大とを合併して新しい総合大学をつくる」という申し入れが大阪大学側からなされ、商大教授会で論議を重ねた結果、公立大学として独自の道を歩むべきである、大産業都市大阪に総合大学が二つ併存して、それぞれ独自の特色をうちだしていく方がよい、という理由からこの申し入れを断ることになった、ことに商大大学長であった恒藤恭は、二総合大学併存を強く主張していたとある。

実方正雄の「法学部設立の風土」から直接引用するなら、「恒藤商大大学長は、最初から二総合大学並存の必要性を強く主張しておられた。そして、結局のところ、学長の主張と展望に賛意を表する者が多く、今村阪大総長の申し入れをおことわりする結末となった。大学設置者の財政的基盤からいえば、国と地方自治体とは格段の相違があるわけであるから、将来の発展を、そうした基礎から判断すれば、いずれが是か、いずれが否か、にわかに判断することの困難な事情がないわけではなかった。しかし、その当時の商大教授会には、多少の不利を忍んでも、わが道を行く、といった気骨ないし気概が、満ちあふれていたのである」ということになる。恒藤恭はヨーロッパでの研修の帰途立ち寄ったアメリカの多くの州が、最低二つの州立の総合大学をもっていたのを思い起こしたのかも知れない。

恒藤恭の「市立大学の構想」という文章は、『大阪人』の一九五

〇（昭和二五）年一―三月号に三回にわたって連載された。ここに彼の新大学、大阪市立大学に寄せる考え、その将来像がはっきりと読み取れるので、以下にややくわしくその論旨を追ってみた。全文は九つの章に分かれる。一の章で恒藤恭は、祖国の再建、新しい日本の建設という歴史的な事業達成のため、大阪市が困難と障礙を克服し、何かと努力を重ねている現実を述べ、大阪市立大学の創設は、その教育の方面における努力の表れであると言う。全国の多くの公立大学が単科大学であるのに、六学部を包容するのは大阪市立大学があるだけで、これは行政首脳者たちの市の文化的発展に多大の熱意をもっていたからだと、まずは為政者たちの努力を称える。続く二の章では、開学までの経過と旧制度の大阪商科大学・都島工業専門学校、それに大阪市立女子専門学校が現在の学生が卒業、または修了するまでは、旧制のまま存続することが告げられる。三の章では、大学の特色が程度の高い学問的教育を行う機関であると同時に、「諸種の学問の世界的進歩とのあいだに不断の連関をもちながら学術研究を行う機関たることによつてのみ、大学は真に大学としての使命を発揮し得るのである」との見解がまず述べられる。さらに公立大学の歴史を顧み、終戦の当時、全国に公立大学は京都府立大学と大阪商科大学を数えるのみだったとし、大阪市が大学を営営していたことは、「大阪市にとって一つの小さな誇りであったと考えられる」とする。その上で大阪市が「日本の新しい歴史的転換の時機に際して真に総合大学と呼ばれるにふさわしい大学の創設を企てるに至ったことは、その由来する所が深いと言わざるを得ない」と言う。

恒藤恭は公立大学の意味をよく理解していた。それだけに「戦争

によつて甚大な打撃を被つた大阪市が斯ような困難な事業に着手したことは、或いは無謀なしわざであると考えられるかも知れないけれど、幾十年の将来における大阪市の発展を見通す立場からすれば、そのような考えかたの浅薄さが洞察されるであらう」との考えが示される。彼は大阪市立大学の設立の意味を、二つにしほつて考えていた。その一は、文化国家としての日本の全体的発展のために貢献し得る大学であり、その二は、文化的産業都市としての大阪市の復興・発展のために役立ち得る大学であつた。

四の章では、右の内容がしつかりと検討されている。彼は言つ、「正しい合理的精神によつてみちびかれる場合においてのみ、あらゆる学問的研究、あらゆる学問的教育はその本来の目的を達成し得るのであつて、大学における研究ならびに教育が飽くまでも正しい理性のはたらきによつて行われなければならぬことは明白」ながら、「文字通りに学問のための学問、教育のための教育を事とすると云うようなことは、学問ならびに教育の正しい在りかたでは決してあり得ない」と。これまでの日本の大学が、とかく社会の現実から遊離したありかたをもちがちであつたことも批判し、「理論と実際との有機的な連結を重視する学風をかたちづかつて行くことを念願」とするといつのである。

五の章では、「新大学制度の採つてゐる教育方針」に、まず言及する。彼は新制大学の特色を、はじめの二年間に主として「一般教育科目を学習することにあるとし」、「一般的教養科目の教育を基礎とし、それとの有機的連絡において各種の専門科目の教育を行う」ことに意味を見出している。大阪市立大学では、一般教育科目の担当者は各学部における教授をあてる方針を採用したといふ。

先見性ある方策

戦後の総合大学の多くは教養部を学部の下に置き、それに所属する教員に一般教育を担当させた。が、大阪市立大学では、教養部を設けず、六学部の教師それぞれが一般教育を担当したのである。これに関して恒藤恭は、「教養学部を置いている大学の場合についてみると、教養学部所属の教授や助教授には普通の諸学部の教授や助教授に比較して概して学問的能力のより低い人々を選任した嫌疑が無いわけがなく、その他諸般の事情から見て教養学部は実質上旧制高等学校の延長たる観を呈している」といふ。すでに明らかでもあるが、教養学部所属の教員が、他の専門分野の学部所属の教員に比べて、力がないように見られたり、学部所属の教員が、教養学部所属の教員より一段ランク上のように錯覚する現象さえ、戦後の大学の歴史は刻んできた。

恒藤恭を学長とする大阪市立大学が、第二次世界大戦後の大学改革に際して、教養学部を置かなかつたことは、先見性ある方策であつたといえよう。五の章の末尾で、恒藤恭は「大阪市立大学が特に教養学部を設ける方針を採らなかつたのは、かような弊害に陥ることを避け、新しい大学制度の革新的性格を尊重する志向に基づくものに外ならない」と書いてゐる。新制大学発足時に教養学部の弊害を予見したのは、卓見というほかない。これを『大阪市立大学百年史 全学編上巻』（大阪市立大学百年史編集委員会、一九八七・一一）という公式文書を見ると、次のようになつてゐる。

新制大学の特色のひとつは教養教育の重視にある。修業年限

四年の前半を教養課程とし、教養教育を実施することによって、狭い専門に片寄ることなく広い視野と深い洞察力をそなえた人間を養成すること、同時に専門教育のための基礎訓練を行うことがその目的であった。それは専門教育のための予科的段階として位置づけられるものではなく、専門教育との有機的結合、両者の平等性のうえに行われるべきものであった。

本学では、この新制大学における教養教育の意義を重くみて、専任教員によって組織される教養学部という独立した学部を制度的にあえて設けず、また学部ごとに教養担当教員を配属して教養教育を行うといういわゆる「タテ割り」方式もとらず、外国語や一般教育科目はそれぞれの専門学部の教員が提供し、教養課程の教育には第一線の研究者や老練な専門学者をあてるという方針を採用した。このことは、大学内に専門と教養という格差や差別意識を生まず、また教養教育の本来の目的に沿うユニークなものであった。具体的には「学則」第二条に「一般教養科目は主として前の二年間に履修するものとする」とあるように、「教養科目は「ミッド型」に第一学年に多く配置するが、上級学年にも少数残し、専門科目は逆ピラミッド型に下級学年にも少数配当し、教養と専門とをはっきり区別しない方針を採った。これが新制大学の本来の趣旨であり、恒藤総長もこれを支持された」（西原寛一「大阪市立大学法文学部創設の頃」『法学雑誌』第二〇巻第一号、一九七三年、九〇ページ）。

「こうして、学部によってはプロゼミや専門科目の一部を教養課程の学生に提供し、教員と学生との接触を密接にする方向も探求された。

六、七、八の章は、各学部の構想、その意図するところと特色のあらましにふれている。それぞれの学部の紹介や特色、それに学長としての恒藤恭の期待するところをここでなぞっても意味はないので、以下省略するが、大阪市立大学の中核をなす旧大阪商科大学が、故河田嗣郎学長のもと「実証的研究を重んずる学風を樹立して来た」点を継承しようとすることが強調されていることは、記しておきたい。また、大阪市立大学の進歩的気風は商学部と経済学部ばかりでなく、新設の法文学部をはじめ他の学部にも及ぶものであることを恒藤恭は意識して、各学部紹介に当たっている。医学部は当時、市大に入る展望が十分でなかったためか、説明ははぶかれて

いる。それにしても力の籠った論である。

大阪市立大学は、母胎となった大阪商科大学の住吉区杉本町校舎が第二次世界大戦中に海軍に一部占拠され、敗戦の年の十月には、校地・校舎のすべてがアメリカ軍に接收されてしまう。そのため大学創設当初は、分散校舎での授業を余儀なくされていた。事務局と文科系教養、二部、学生部、経済研究所は、南綿屋町の焼け野が原の中の道仁小学校跡のビルにあった。他に西区の明治校舎に図書館と文化系研究室が、同じ西区の鞠校舎に文科系の専門が、理工学部は南校舎が南扇町に、北校舎が西扇町に、家政学部は西長堀にといった具合であった。ちなみに杉本町校舎の一部接收解除は一九五二（昭和二七）年八月であり、その全面返還が成るのは一九五五（昭和

三〇）年九月のことである。

大阪市立大学は旧制の大阪商科大学の改造ではなく、まったく新しい理念と構想で始められたことが、恒藤恭の「市立大学の構想」

にはつきりと読み取れる。それは今後の大阪市に、さらに言うならば日本に必要な大学という理念があった。若き日ドイツのハイデルブルグ大学やキール大学、イギリスのオックスフォード大学やケンブリッジ大学など、歴史と伝統を誇る大学を見ていたことは、この場合役にたった。それゆえ彼は、欧米の大学に匹敵する総合大学の名にふさわしい大学を、大阪の地に育てようとしたのである。

恒藤恭は一般教育の講座を、一流の学者に当てようと努力した。本部のあった道仁校舎の講堂は、著名教授の受講生の多い講義の教室として用いられた。経済学の吉田義三、生物学の朝山新一、政治学の田畑忍（講師、同志社大学総長）、そして法学は、恒藤恭自身が担当した時期もあったという。

学長就任翌年の一九五〇（昭和二五）年一月二十五日発行の『大阪市大新聞』に、恒藤恭は「年頭の辞」を寄せ、大学の直面する諸問題を論じている。まずは校舎が散在し、手狭であるばかりでなく、大学の校舎として不完全であることをあげ、その克服が課題だとする。

第二は教授陣の充実と演習室や実験室の整備、図書館の充実をつたう。次に夜間の大学教育の必要性が説かれる。その上で「研究の自由の保障」がとりわけ大事だと言う。京大事件をくぐりぬけてきた恒藤恭ゆえ説得力あることばだ。「大学における研究の自由を確保して行くためには、おこたりにく周到な努力を持続することが要請されるわけであり、大阪市立大学の場合も決してその例外ではあり得ない」と恒藤恭は格調高くうたいあげるのであった。

二 政治・社会とのかかわり

憲法第九条

恒藤恭が大阪市立大学の総長になった一九四九（昭和二四）年は、日本を占領したアメリカの政策が右旋回をはじめた年でもあった。アメリカのCIE顧問イルズは、七月十九日新潟大学で、共産主義教授 追放を講演、十一月には岡山大学・広島大学、十二月には大阪大学でも講演した。下山事件・三鷹事件・松川事件の三公安事件が起こったのも、この年のことである。そうした中で恒藤恭は、新憲法の第九条を何物にも変えがたいものとして受けとめていた。

日本国憲法はその前文で、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とうたい、第九条において次のように定めた。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

これは世界に類のない条項である。早く「世界民の愉悦と悲哀」(『改造』一九二・六)を書き、世界連邦国を構想した恒藤恭には、第九条は人権主義にかなったよき条項と認識されたのであった。その成立にはさまざまな偶然もあって生まれたとはいえ、彼には詩

るべき、国民に広く支持される条項と受け止めていたのである。この年の五月号と六月号の雑誌『世界』に、彼は「戦争放棄の問題」と題した論文を寄せているが、六月号掲載のものでは、次のように言う。

講和条約が締結され、日本が国際社会における独立国としての地位を回復した場合を仮定するならば、日本の立場から要望すべき集団的安全保障体制は、太平洋地域に対して重大なる關心を持つ諸国が、戦争を放棄した日本の平和国家としての地位を有効に維持することを目的として結成する国際機構以外の何者でもあり得ず、前にも言及したように、それはスイスの場合に範を求めつつ、しかも日本の徹底的平和主義のありかたに適応するところの独自の永久保障制度たるべきであろう。そして、講和条約の成立にいたるまでの当面の問題としても、北大西洋条約の締結の前後を通じて、不偏中立の態度を堅持して変ることのないスイスのありかたは、太平洋同盟の問題に対して日本とるべき態度を示唆するものといふべきである。

これは戦後の混乱期に彼の中で醸成されていった考えであった。「スイスの場合に範を求め」るのは、後でふれる「小国主義」の考えといえよう。

翌一九五〇（昭和二五）年一月一日、連合国最高司令官として日本の占領に当たっていたマッカーサーは、念頭の辞で「日本国憲法の規定は侵略攻撃に対する自己防衛の不可侵の権利を否定したものと絶対に解釈できない」と強調する。これに迎合するかのよう

吉田茂首相は一月二十三日、第七国会における施政方針演説で、「戦争放棄は自衛権の放棄を意味しない」と述べた。新憲法を邪魔者とするようなこつした状況を受けて、以後恒藤恭は、息の長い憲法擁護運動に立ち上がることになる。平和問題談話会、憲法問題研究会での数々の声明は、その軌跡と重なる。

平和問題談話会

一九四八（昭和二三）年十二月に発足した安倍能成・大内兵衛・末川博・恒藤恭・矢内原忠雄ら学者で構成する平和問題談話会は、この年一月十五日、「講和問題についての声明」を発表、全面講和・中立不可侵・国連加盟・軍事基地反対・経済的自立を主張した。これは『世界』三月号に掲載されたほか、『日本評論』『世界評論』『潮流』『評論』『人間』各誌にも載った。『世界』三月号は、声明のほか「平和問題討議会」という座談会を載せているが、出席者の一人に、恒藤恭の名を見出すことができる。他の主な出席者は、安部能成・清水幾太郎・末川博・大内兵衛・桑原武夫らである。同誌には「近畿地方法政部会報告」という恒藤恭も加わった座談も載っている。平和問題談話会は東京・京都にそれぞれ組織ができ、六十年安保改定の時まで続いた。

前年（一九四九）から恒藤恭は、賛同仲間と京都でも平和問題談話会をつくり、毎月一回集まっては会員の報告を中心に討論するという勉強会を行っていた。一九四九年八月三日には「平和擁護大会」が大阪の中央公会堂で開かれ、労組・学界人・芸能人らが参加しているが、恒藤恭はその発起人に名を連ねることとなる。『大阪市大新聞』は八月二十五日発行の第四号で、「平和擁護へ 恒藤市大総

「長ら起つ」と大きく報じている。会では次のような「平和綱領」が採決された。

- 一、あくまで平和と自由を守りましょう。
- 二、戦争をしかける宣伝とファシズムに反対しましょう。
- 三、日本が軍事同盟に加わることに反対しましょう。
- 四、平和のために文化と教育を守りましょう。
- 五、平和産業を発展させこれをまもりましょう。
- 六、講和条約をはやめ日本の独立をはやめましょう。
- 七、平和を愛するすべての人と力を合せましょう。
- 八、世界の平和擁護運動と手を握りましょう。

平和問題談話会では一九四九年十二月十一日の会合の際には、恒藤自身が「対日講和問題の諸論点」と題して報告する。

一九五〇年四月号の『世界』に、恒藤恭は「対日講和の方式と安全保障の形態」という論文を寄せた。そこで彼は当時の日本の重大問題であった「講和条約がいかなる方式によつて締結されることが望ましいか」という問題」と「独立回復後の日本の安全がいかなる仕方で保障されるか」という問題」とを関連させて論じている。恒藤は用語を慎重に選びながら、この問題は日本国憲法に照らして考えるべきだとし、「現在のけわしい国際情勢の下において全面講和を要望するのは、特定の政党的立場に立つ者の態度だ、というような批評をする人もあるけれど、特定の政党的立場からして全面講和を要望する人人が数多く見出される外に、とらわれない、自由な立場から全面講和を希求する人人が遙かに数多く見出されるであろう」

とを特記しなければならぬ」と書く。日本は永世中立国の地位に立つのが理想だと恒藤恭は考えていた。それにはヨーロッパにおけるスイスの立場に、範を求めるべきだと彼は言う。本論の終わりの方で、彼は以下のように書いている。

この問題を考察するに当り、典型的な永世中立国たるスイスの場合を検討すると、イギリス・フランス・ロシアの三国はスイスの永世中立を保障する条約において最初からの当事国である。イギリスおよびフランスが今日においてもこの条約の当時国として、それに基く義務と責任を負っていることは明らかであり、ロシアに関しては多少問題があるけれどもおそらく同様に解すべきであろう。国際連合憲章第百三条は、「国際連合の組成国が本憲章によつて負う義務と他の何らかの国際協定によつて負う義務とが衝突した場合には、本憲章によつて負う義務が優先する」と規定しているが、若しもスイスの永世中立保障条約の規定が国際連合憲章の規定と矛盾するものであるならば、スイスの永世中立は有名無実のものと考える外はないであろう。しかるに、現在でもスイスが永世中立国としてゆるぎない国際法上の地位を保持していることは、世界を通じて確認されているところであり、その故にこそ、スイスは国際連合に加えることを差控えている次第である。かくて、永世中立保障条約に参加することが国際連合憲章に矛盾するものでないと云うことが、スイスの場合を通じて暗黙に列国によつてみとめられていると言ひ得るであろう。

やや長く引用したのは、ここに恒藤恭の憲法に対する根本的考えがあるからである。彼はイギリス・フランス・ロシアの大国に対するに、小国スイスの永世中立を説く。言うならばスイスを例にしながらの小国主義（極小国家）による日本の位置づけである。近年歴史学者の田中彰は、岩倉使節団の『米歐回覧実記』から着想し、『小国主義』（岩波新書、一九九・四）を書いた。敗戦直後の恒藤恭も小国主義による日本の再出発を、新憲法（日本国憲法）に照らして考えていたのである。

再軍備論への警鐘

この時期恒藤恭は、再軍備論への警鐘を盛んに発している。ねばり強く何度も何度も、彼は再軍備反対を言う。一九五一（昭和二六）年二月五日の『一橋新聞』に、彼は「無限定な戦争の放棄 再軍備は憲法違反である」との論文を寄せる。この頃の彼の一連の再軍備反対論の一つであり、分かりやすいものでふれてみよう。この論では、朝鮮戦争がもたらした極東の緊張をもとに、独立を回復した際には日本の自衛のために再軍備が必要との考えを持つ人々が現れてきたことを言い、「将来における日本の安全保障の問題があまりなく国民の関心を引きつけるようになった」ことをまず指摘する。

その上で「法理的観点」から本問題の考察を試みるとし、論を展開する。彼は言う。「再軍備の必要を主張する人々」は、「講和成立後においては独立国としての立て前から戦力を復活せねばならぬ」と考え、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」という憲法第九条第二項の規程は、自衛のために備える戦力の復活を禁止するものではないと解釈していると。彼はそうした見解を紹介し、確

かに「憲法第九条の文章は周到緻密な考慮に基づいてつくられたものとは言い難く、そのために右のような見解が生じ得る余地が存する」とする。けれども、そのような見解は、「日本国の徹底した平和主義的な在りかたを要請する精神に立脚して制定された憲法の一主要成分たる第九条の規程を正しく解釈したものではない」とはつきり言う。恒藤恭はあくまで論理的に論を展開し、「第九条の真の趣意は国際紛争解決のためにする手段としての戦争だけに限定して戦争の放棄を要請するものではなく、無限定に戦争の放棄を要請するものであると考えるのが、正しい解釈」だとし、「再軍備の主張は憲法に違反する」と断言する。

終わりに「軍備の復活を希望しているのは国民の中の小部分であつて、国民の大部分は平和国家としての日本の成長を切実に念願していると思われる」というコメントを添えている。戦前・戦中の苦い体験は、彼をして憲法擁護に向かわしめる。

恒藤恭のこの前後の再軍備反対論は他に、「戦争の放棄と自衛権の問題」（『中部日本新聞』一九五〇・二・一三）、「戦争放棄の条項と安全保障の問題」（『改造』一九五〇・四）、「憲法と再軍備の問題」（『展望』一九五二・三）、「憲法と再軍備との関係」（『経済春秋』一九五二・一〇）、「憲法について」（『婦人公論』一九五二・一一）、「平和憲法と日本の運命」（『世界』一九五三・一〇）などがある。

一九五一（昭和二六）年九月八日、対日講和条約および日米安全保障条約の調印がサンフランシスコで行われ、翌年四月二十八日に両条約は発効した。内容は前文のほか、平和・安全・請求権および財産・紛争の解決など七章二十七か条から成る。が、中国・ソ連をはじめとする各国との講話を棚上げとし、講和後もアメリカ軍の駐

留が予定され、領土・賠償問題も最終的に解決しないままの講和であった。第二次世界大戦後の日本は、こうしてヨーロッパにおけるドイツと違って、超大国のアメリカと単独で同盟関係を結んだのである。対米追随・対米依存の傾向は、ここに定まったと言えようか。

この時期恒藤恭は、講和と安全保障の問題や独立問題に盛んに発言した。憲法とからみあわせての論も多い。有識者として意見を求められると、たいていは応じている。憲法からみると多くの問題を持つ安保条約には、積極的に発言した。多くは大阪市立大学学長の肩書き付きで発表されているのである。新しい時代のリーダーとして、彼は肩書きをあえて利用しながら、平和や憲法問題、そして以下にふれるような、ピキニでの被爆問題にかかわっての発言もしているのだ。

一九五四（昭和二九）年三月一日、日本の漁船第五福竜丸が太平洋ミクロナシアのマーシャル諸島ピキニ島で行われたアメリカ軍の水爆実験で被災した。実験は予想をはるかに上回る結果を生み、放射性物質を含む灰は、危険区域と指定した範囲を越え、ピキニ島の風下に降下した。当時ピキニ島東方一四〇キロの危険区域外で操業中のマグロ延縄漁船第五福竜丸は、降灰を知らずに揚縄作業に従事し、全員が「死の灰」、致死量に近い放射能を浴び、三月十四日、静岡県焼津港に帰港した。異常を感じた船員二十三人は入院検査・治療を受け、マグロは放射能汚染のため廃棄処分された。九月二十三日、無線長久保山愛吉が手当ての甲斐なく死亡する。日本側の分析によって降灰からウラン二三七が検出され、水爆による被爆であることが確定した。ピキニ海域からも異常に高い放射能が検出され、当初水爆実験のかがわりを否定したアメリカ原子力委

員会も全面的に承認せざるを得なかった。

この事件は全世界に衝撃を与え、日本では全国的に原水爆禁止運動が高まり、東京杉並区からはじまった原水爆禁止署名運動は、強い共鳴を呼び起こし、やがて原水爆禁止日本協議会（日本原水協）を誕生させる。こうした背景の中で恒藤恭は、国際法を専攻した者としても黙っていられなかった。賠償問題に関してアメリカは、当初国際法上の原則に基づく注意をしたが予想以上の結果を生んだもので、法的には責任はないとした。が、彼はアメリカ側の通告した禁止区域外の公海を航行していた船舶と乗組員が被害を被ったのだから、アメリカ側の手落ちである、公海の自由が認められている根本の立場からアメリカは直接的被害はもちろんのこと、間接的被害についても賠償の義務があるとの考えを持っていた。

交渉が長引いているのに、やり切れない思いを持った恒藤恭は、この年十一月一日、『中部日本新聞』『北海道新聞』などに「死の灰と日本の安全保障」という一文を発表、「仮想攻撃よりも水爆から守れ」「米に強行な申入れ行え」と訴えることになる。彼は「この問題は、日本の安全保障の観点から考察され、解決されることを要する問題である」と言い、次のように問題を要約する。

日米安全保障条約は、将来おこるかも知れないし、おこらな
いかも知れないところの仮定的武力攻撃を前提して、これに対
する日本の安全保障のために米国の武力が役立てらるべきこと
を定めているのであるが、これとちがって、ピキニの水爆実験
のもたらした死の灰は、第五福竜丸の乗組員などに直接の被害
を及ぼしたばかりでなく、現実に日本のいろいろの地方の住民

の生活をおびやかし、かれらの安全をおかした。マグロ・カツなどの漁獲物の被害、マグロの売行きの不振、沿岸一帯の海水の汚染、さらに多量の放射能をふくむ雨水の降下等々によって、日本の国民生活の安全は高度にゆさぶられた。もちろん、これは日本に向けられた武力攻撃による被害ではなく、水爆兵器の実験のもたらした被害にほかならない。しかしながら日本の安全が現実におかされ、傷けられたことは明白な事実である。私たち日本国民が、将来あるいはおこるかも知れないし、反対に決しておこらないかも知れないような外部からの仮定的武力攻撃に対するよりは、水爆実験による現実の被害に対し、ずっと切実な深い関心をもっているのは、まことに当然のことからである。

こうした要約のうえに彼は「水爆実験のもたらす現実の被害から日本の安全を保障するよう、適切な措置をとってもらいたい」と岡崎外相と吉田首相にアメリカに実験中止を強硬に申入れるよう提案するのである。

ヒキ二被爆問題にかかわる恒藤恭の発言は、他に「ガイガーの音消えず」（『大阪新聞』一九五四・一一・二九）がある。また「原水爆禁止要望は日本国民の責務」（『大阪市大新聞』一九五五・四・二五）では、原水爆製造禁止をよびかけたウィーン・アッピールに署名するとともに、この運動を左翼思想と結びつけて考えるのは、趣旨を誤解しているとし、「われわれ日本国民としては政治的立場を越えて禁止を要請すべきです。原水爆の残虐性を経験した日本国民は、人道上からも日本国存立のためにも原水爆禁止を要望すべき責任が

ある」と熱心に訴えるのである。

三 困難な大学運営

万年学長の地位

第二次世界大戦後の激動期の日本にあって、恒藤恭は一九四九（昭和二四）年四月から一九五七（昭和三二）年十月まで、二期八年半大阪市立大学の学長を勤めたことになる。それ以前の大阪商科大学学長時代から通算すると、何と十一年と十か月もの長きに及ぶ。なぜかくも彼は長らく公立大学の学長職にとどまったのか。それは選挙方法をめぐって、文科系と理科系とが対立し、学長選挙内規がいつになっても確立できなかったためである。そのため彼は一時万年学長の地位に置かれていたことになる。戦前のファシズムに抵抗し、気骨あるところを示した恒藤恭は、創設期の大阪市立大学にとってなくてはならぬ存在となっていたのである。

同様のことは、京大事件とともに闘い、戦後立命館大学に二十年以上も総長として君臨した末川博についても言えるのである。末川もまた戦後、憲法を学問と教育の世界に生かそうと奮闘した。後述するところだが、恒藤恭の護憲運動は、常に末川の大衆的憲法擁護運動と響き合っていたのである。第二次世界大戦後の恒藤恭の学問が象牙の塔に閉じこもるのではなく、時に政治や大衆運動とも結びついていたのも、末川が存在あつてのことだ。

一九五四（昭和二九）年十月、恒藤恭は市立大学になってはじめて行われた選挙によって、学長に再選されている。理工学部が対立

候補を立てたものの、当人が直前で辞退したので無投票による当選であった。大阪商科大学の学長に選ばれた際には、就任を尻込みしたほどの、柄のない学長職も次第に板につき、時に彼はその肩書きを用いて積極的に社会に発言するとうようなこともあった。まじめでハツタリのない性格は、大学運営には向いていたとも言える。再任に際し、『大阪市大新聞』（第五十六号、一九五四・一〇・二五）に載った就任のあいさつには、以後学長選の内規の不備は改正される、従来の方針で学長を務める、杉本町校舎は来年中に返還の見通しがつくので、校舎返還運動を確実に促進する、女子寮をつくる、就職問題に努力する、学生諸君も民主主義のルールをよく守って市大の信用を落とさないようにしてほしいなどと述べている。この年彼は、日本学術会議会員に選ばれた。

先述のように、大阪市立大学は戦災は免れたものの、大阪商大時代に海軍に一部占拠され、戦後はアメリカ力軍によって学舎全部が接収された。恒藤恭の学長としての仕事には、校舎返還、接収解除という難題がのしかかっていた。大阪市立大学は、占領の苦難を最も大きく被った大学である。新制大学がスタートしても核となる杉本町校舎は依然米軍に接収され、焼け跡の小学校での仮住まいが十年に及んでいたのである。校舎返還運動は新制大学としてスタートと同時にじまっていた。一九五〇（昭和二五）年春には、大阪市大と大阪商大合同の学生大会で、三日間のストライキまで決議されている。

が、この年六月二十五日、朝鮮戦争が勃発し、杉本町校舎は軍事病院に転用され、傷病兵の収容所と化してしまふ。『大阪市立大学百年史』は、「杉本町の校舎施設は病院とされ、朝鮮で戦争が続く

かぎり、傷病兵の収容のために不可欠のものとなった。また戦死した米兵の遺体が杉本町に移送され、ここでドライ・アイス詰にされて本国に送還される中継地にもなっていた」と記している。見通しのない絶望感から、返還運動は一時的停滞さえ生んだという。

こうした中でも、恒藤恭は学長として市当局・市会・大学三者一体となった返還運動に、ねばり強くかわり、一九五二（昭和二七）年八月十一日に、杉本町校舎の一部（約三分の一）の接収解除を獲得し、一九五五（昭和三〇）年九月には、全面返還を実現させるのであった。『朝日新聞（大阪版）』一九五五（昭和三〇）年九月十一日の朝刊は、「市当局、市会、大学側がここ数年続けてきた返還運動がこれで結実したわけだ。将来、民有地を買収して校地の拡張をはかり大阪市の総合大学として恥ずかしくないものになりたい」という恒藤学長の返還のよろこびを語る談話を載せている。同年十二月、隣接地の買収決議案が市会において可決される。かくして大阪市立大学は商・経・法・文・理工・家政・医学の七学部、七大学院、それに経済研究所をもつ、日本で最大の公立大学として確固たる地位を占めることになる。

カリスマ性

創設期の大阪市立大学の大学運営に果たした恒藤恭の功績は、はかり知れない。山崎時彦の『恒藤恭先生小伝』（ささなみ書房、一九八・七）は、戦後の困難な条件下大学運営に当たった恒藤恭の手腕を称え、そこに「自ずから備わる一種のカリスマ的権威」があったことを指摘する。また、渡瀬譲（恒藤恭逝去時の大阪市立大学学長）は、追悼の一文で恭のカリスマ性を、「終りのころは、全く、神格

的存在であった。協議会は、しばしば、会議の場というよりは、先生の神託（オラクル）を聞く信徒の集いと化した」と言い、「先生にはさぞかし不本意でいられたと思つ」と記している（『大阪市大新聞』一九六七・一一・一〇）。こうなるとカリスマ性支配の弊害も出てくるものだが、時代は強烈な個性を必要としたのである。

当時経済学部教授であった経済学の名和統一は、「先生は学者として立派であったが、学長としても実にすつきりした、すばらしい学長であった。何一つ命令がましい物言いを一度もされたことはなかった。われわれは随分先生に甘えすぎたようである。ご機嫌が悪いなと思つことはあつたが、それを決して言葉に出されることはなかった。先生がどのように思つていられるかをその眼の色で判断せざるを得なかつたことも時々あつた。しかし一たん心に決められたことについては実に堅固であり、少しの動揺のかけもなかつた。前言をひるがえすことによってひとをとまどわしめるといふようなことは一度もなかつた」と言つ（同上）。

敗戦後の大学の復興には、強力なリーダーシップが求められた。それゆえ過去の栄光（ファシズムとの闘い、すぐれた研究業績）は、彼を預言者化させており、そこに醸し出されるカリスマ性は、どちらかというところプラスに作用した。彼は右の渡瀬謙の追悼文によると、「協議会や部局長会では、ほとんど発言されなかつた」とはいつもの、数少ない発言は千金の重みをもって存在したのである。忍耐強さは彼の持ち前であり、会議術は堂に入っていた。が、彼は寂しかったに違いない。人格化して君臨した最後のころは、特にそうであつたらう。しよせん学長職は孤独である。

大阪市立大学学長として恒藤恭は何度も学生に語りかけている

が、よく知られたものに一九五五（昭和三〇）年四月十一日の入学式における祝辞がある。その全文は四月二十五日発行の『大阪市大新聞』に載り、同年六月号の雑誌『知性』に「新しい大学生活へ入る人々へ」の題で転載された。四〇〇字詰原稿用紙にして約十枚である。『大阪市大新聞』の見出しは、「大学の使命を理解せよ 人格的成長を期待」とある。この方が内容に則している。学長としての熱意の伝わってくる文章である。いかにも恒藤恭らしい祝辞内容の一部を、『大阪市大新聞』より抜き書きする。

諸君ご承知のこととおもつが、新憲法第二十三条は「学問の自由は、これを保障する。」と規定している。これは単に学校における学問の自由だけではなく、ひろく一般の国民のために学問の自由を保障する規定であるが、一国の社会における学問の自由は、なんといつても、大学における学問の自由を中核とせざるを得ない。大学の使命の一半を成す学術の研究が、政府や権力者などの側からの干渉や圧迫をうけることなく、真理の探求を目ざして自由におこなわれ、かつその研究成果の発表の自由が保障されることを要する。このために大学の教員の任免などについては、大学自治の原則をみとめて、法律による特別の保障があたえられている。

学問の自由とは何かを、自身が体験した戦前の京大事件などを念頭に述べているのは言つまでもないだろう。根っからのリベラリス卜恒藤恭の面目躍如たるどころだ。続けて彼は、「学術研究機関として大学は、かように、独自の使命と地位をもつものであるが、そ

れに対応して、大学は学術研究の使命を正しく遂行すべき責任をもっている」と言う。入学式の祝辞に学問研究の自由を全面に出すというユニークな祝辞だ。

いま一つ、『大阪市大新聞』第八二号（一九五六・五・一〇）に載った、新学期に際しての所信表明を見てみよう。ここでは、まず前年秋の杉本町校舎と敷地の全面返還、隣接の民有地の市有化によって十万坪に近い敷地を得、総合大学にふさわしい基礎的条件が与えられたこと、医学部で付属病院の新棟の竣工式が行われたことを伝える。次に新年度に当たって、希望と同時に多くの不満があることを率直に述べる。彼は「現状に満足し安んじているところに、決して進歩、発展はありえない」と言い、学生に対して「反省と批判に基く自主的努力」を要望する。彼は言う。「安逸をむさぼるイージー・ゴーイングな生活態度 世界人類とか、日本の国とかいうような広大な範囲から、自己の属す学園のような局限された範囲に至るまでの、さまざまの範囲の社会的なつながりの中に立つ自分自身であることを深く自覚」せよと。これまた的確な現状把握の上に立つての論である。

四 憲法を教育と学問に生かす

教育の危機を憂う

一九五六（昭和三一）年三月十九日、矢内原忠雄東大総長らが京十大学長が教育二法に反対する声明を発表、同二十三日、恒藤恭や末川博ら関西十三大学長らが支持することになる。声明は、教育委

員会制度の改正と新しい教科書法案への反対意志を述べた次のような内容であった。

教育が時の政治の動向によって左右されてはならず、教育の制度と方針はこれを政争の外において安定せしめるべきであるが、最近の文教政策の傾向はこの原則を危うくするかに思われる。例えば教育委員会について、あるいはまた教科書制度について、そのいわゆる改正案を見るにいずれも部分的改正にあらずして民主的教育制度を根本的に改変するに至るものであり、ことに教育に対する国家統制の復活を促す傾向の顕著であることは、ゆゆしいことといわなければならない。

かかる傾向はやがて言論思想の自由の原則を脅かすおそれあるものである。戦後民主的な教育の制度と方針が創始されていまだ年月も浅く各面にわたって改善を要する点はあるとしても、その根本的原則はこれを堅持しなければならぬ。

ようやくにして健全に育成せられつつある国民教育の前途を思い、憂慮に耐えず、ここに有志相計って声明を行い、政府ならびに国会の反省を促しこのことに関して世論の一層の興起を期待する。

恒藤恭は戦後早くから教育の大事なことを、折りに触れて書いていた。特に憲法や教育基本法に則^{したが}た教育の必要性を訴えていたのである。一九五四（昭和二九）年二月の『中部日本新聞』（一〇日）、それに『西日本新聞』（二三日）に載った「平和教育の課題」には、彼の考える時の権力に左右されない教育の理想が語られている。彼

は流動する状況をしっかりと見つめながら、以下のように言つ。

学校教育の目的は、それからそれへと変動してゆく政権担
者の意向によって左右されることをゆるさない。平和を愛する
学校教師が学校における平和教育のために努力する自由は、つ
ねに十分に尊重されねばならぬ。政府は今年から初めて三ヶ年
の間に自衛力を十九万人前後に増強することをもくろみ、一方
では保安庁法に重要な修正をほどこすとともに、他方ではいよ
いよ米国とのM S A協定の締結に乗り出している。このように
当面の政治情勢は平和憲法の精神をかるんずるような方向に沿
うて展開しているのであるが、教育、ことに学校教育の目的と
理想は決してそうした政治情勢によって影響されることなく、
学校教育にたずさわる全教師諸君の一致した努力によって堅持
されなければならぬ。とりわけ平和教育の理想はあくまで貫徹
されねばならぬ。

恒藤恭は日本国憲法と教育基本法を守るところに、真の平和教育
が成り立つと考えているのである。教育二法反対声明支持を打ち出
した直後、彼は『人類共栄新聞』(一九五六・四・五)の記者の質問
に答えて、所信を表明している。「教育の危機を憂う」との見出し
で載った記事は、恒藤恭の談話を記者がまとめたものであるが、そ
の真意をよく伝えてるように思う。まずは政治と教育の関係につ
いて、彼は「明治以来の日本は、富国強兵、文明開化の方策を車の
両輪としてすすんで来たが、主軸となったのは富国強兵であった。
こゝに教育についての西欧 ドイツを模範とする皇室中心主義づ

ラス軍国主義の教育制度が出来上がった」と言い、その「一番集中
のない」例が教育勅語である」とする。続いて「このような方針は、
日本を発展させるには顕著な効果をおさめたが、軍国主義の根本方
針が災して結局満州事変以来の誤った国策をすすんでしまった。そ
の最後の帰結が太平洋戦争となって、昭和二十年八月十五日の無条
件降伏になった」とまとめる。

このように明治以来の教育の歴史を述べた後、「日本の教育が戦
後新しく再出発するにあたって、教育の理想、教育の方法が学校教
育、社会教育と共に根本的に改められた。その一つの現われが教育
委員会制度であり、国定教科書を廃した検定教科書制度である」と
戦後の教育改革を評価する。恒藤恭の真意の伝わる結論の箇所は、
次のようだ。

所が、今度政府が行なおうとする教育委員会制度の改正法案
にしろ、新しい教科書制度にしろ、教育の根本精神に反してい
るし、教育の非民主化の方向へいくおそれがある。

どうして教育制度を、今簡単に急いで改めようとするのか全
く了解に苦しむところである。例えばフランスあたりでも教育
制度が問題になって、戦後いくつもの内閣をへているが未だ正
式な方向がきまつていない。日本では簡単に考えていく。きわ
めて危険なことだ。

また官公立の大学長の発言に対しての非難もあるが、私はそ
れは間違っていると思う。何故なら私たちも同じ国家の役人であ
って、言論の上では全く平等であり、同じ立場から批判すべ
きは当然だからである。

恒藤恭は戦前・戦中の日本の現実と常に闘ってきただけに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」と「教科書法案」の教育二法改正法案に黙っていることができなかったのである。彼は日本国憲法が十全ではないにしろ、またそれがアメリカ力によって押しつけられた面があるにせよ、旧憲法よりはるかにましなことを知っていた。それゆえに憲法を教育に生かさなければならぬと考えるのであった。彼の寄つて立ったのは、日本国憲法の「第二十三条 学問の自由は、これを保障する」と教育基本法「第一条(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」にあった。

教育二法改正法案に反対する恒藤恭は、大阪教職組の教育破壊法案反対決起大会に出席し、教育問題を江戸時代から説き起こして一時間もの間熱弁を振り、聴衆を感激させたという記事が、地元大阪の新聞に載ったこともある。彼は真剣に教育の危機を憂えていたのである。

法理学研究会の復活

主として関西の法哲学研究者を結集した法理学研究会のことは、前章でもふれた。ここでは、研究会が戦中の一九四三(昭和一八)年二月十四日まで続けられたことを記した。戦後早い時期に法理学研究会は復活する。すでに述べたように恒藤恭は戦後大阪商大学長をしながら京都大学法学部の教授に復帰した。一九四六(昭和二一)年三月のことである。そして四月から法理学の講座を担当する。こ

れも前章でふれたが、大阪市当局は商大学長の京大教授を兼務するのに強く反対した。

が、恒藤恭はこういう時には、滅法強い。彼は文部省の介入によって生じた京大事件は、辞任した教授全員が復帰してはじめて終結するという考えを抱いていたようだ。学長職との兼務がいかに大変かは、わかっていた。兼務には、体力的にも時間的にもきびしいものがあつた。けれども彼は、占領軍総司令部の要請による名譽回復の措置を是とし、筋を通した。中井光次市長もそうした恒藤恭の梃子でも動かぬ態度を前に、折れることになる。もし市長が許可しないなら、彼は大阪商大学長職をあっさり投げ捨てたであろう。

戦後復帰した京大法学部の教え子に、のちに立命館大学総長となる天野和夫がいる。天野は後年「恒藤恭先生の講義に思う」(『法学セミナー』一一四号、一九六五・九、のち『大学の周辺』収録)に、当時の恒藤恭の講義の様子を次のように記している。

そのころ、恒藤先生の法理学の講義は、京都大学の本部の建物にある法経第二教室で行われた。一九三三年京大事件で退官された先生が、戦後法学部にもどられて、まもなくのことである。もっとも、先生は当時の大阪商科大学の学長のほうが本務であつて、京大教授は兼任されたのであつた。法経第二教室は落ち着いたたたずまいの、ゆるやかな階段教室であつて、法理学を聴講する学生は、その講壇のまわりに寄り集まり、うしろの座席はまばらなのが常であつた。先生は、一言一句をゆるがせにされない様子で、ごく静かに話されたし、それに先生の声は、ほとんどマイクにはいらなかった。教室のうしろにいたの

では、おそらく「……」のであります」と上昇調になる、あの先生独特の語勢しか、わからなかったであろう。学ぶ意欲のない者は、教室を去るほかないふんい気であったし、聞き入る学生の胸には、先生の格調ある学問、また学問のきびしさというようなものが、深い印象を与える講義であった。

恒藤先生の法理学の講義は、在学中と大学院特別研究生になつてからと、引きつづき二年間聴講する機会があった。一年目は、法理的思惟の展開を中心にした法理論史の講義であつて、中世の末期から近世へはいるところで終講になった。二年目は、権利・義務の根源としての約束というような、法現象学に基づく講義をされたと思つ。最近、先生からうかがつたところによると、当時やはり法理学の方法論ないし基本問題にわたる講義と、理論史的な講義とを交互に繰り返されたようである。そして、先生の場合、研究されたものを原理的に再構成し、あるいは歴史的にトレースされて、それを教壇から披瀝されるというふうであつた。そこには、文字どおり、法学の教育と研究との一致があつたと思つ。

天野は法学研究に携わる者の悩みとして、教育と研究との不一致、研究活動の成果が、必ずしも教育の中に生かされない点をあげ、当時の恒藤恭の努力を評価しているのである。

法理学研究会は記録によると、一九五〇（昭和二五）年十二月三日に復活、方針が定められ、翌年一月二十日から例会がもたれていく。戦後の恒藤恭の学問研究の最大の根拠地となるのが、この研究

会である。『関西法理学研究会六〇周年記念誌』（関西法理学研究会、一九九四・一一）に、戦後再開された研究会の歩みが載っており、恒藤恭は以下のように報告を担当している。タイトルと研究会の日を抜き書きする。

「フオジオクラートの自然法」一九五二年十一月三十日

「国際法と国際社会」一九五四年十二月二十五日

「ケルゼン学説の批判」一九五六年二月二十七日

『法の主体』について「一九五七年二月二十二日

「法と道徳の問題について」一九五八年三月十五日

「法解釈学の科学性」一九六〇年六月二十五日

「個人の尊厳について」一九六二年五月十九日

「法と経済との関係について」一九六三年六月十五日

恒藤恭が大阪市立大学学長を辞任するのは、一九五七（昭和三二）年十月なので、右のうち半分は、激務の学長職をこなしながら行ったことになる。また後半は、肺炎の際に用いた、抗生物質ストレプトマイシンの薬害による難聴との闘いの中での研究会出席であつた。一九六二年五月十九日の例会での「個人の尊厳について」は、後年加藤新平が「戦前・戦後の法理学研究会の歩み」（『関西法理学研究会六〇周年記念誌』収録）で、感銘深く回想しているので引用しよう。

「人格の尊厳」という表現と「個人の尊厳」という表現とは非常に似ておる。人々はおそらくこの二つの間に存在するとこ

るの相違を見逃すのではなからうかと思われる。もとより、「人格の尊厳」と「個人の尊厳」というこの二つの間に密接なつながりがあるということは否定できないけれども、しかし両者の間には本質的な相違があることも否定できない。はしがきのところでそういう主旨のことがまず述べられております。先生は、いろいろ西洋の法思想の伝統、特にキリスト教の伝統を引いてこられて、「人格の尊厳」あるいは「人間の尊厳」という思想はキリスト教の伝統に根ざすものではあるけれども、哲学史上この思想、「人格の尊厳」という思想を初めて明確に定義しそれを中核として実践哲学の体系を建設したのがカントであります。(中略)このカントの「人格性尊厳の思想」は抽象的である、この立場では精神的そして肉体的存在としての具体的な「個人の尊厳」は基礎付け得ない。この具体的な「個人の尊厳」の思想を鮮明にしたのが国際連合憲章や世界人権宣言です。(中略)そして、これをはっきりした文言で表現するのが日本国憲法、教育基本法です。

談話のテープ起こしの文章のため、切れは悪い。主述の関係もはつきりしない面もある。が、加藤新平は恒藤恭の報告内容を忠実に伝えようとしているのだ。恭は「人格の尊厳」から肉体を備えた個人の尊厳へという思想の推移は、「まさに画期的思想的進歩」であるとまとめたという。加藤は恭の報告を聞いて、疑問が湧き、恒藤家に訪ねて行った思い出も述べている。

また同じ『関西法理学研究会六〇周年記念誌』には、大橋智之輔が「研究会幹事の思い出」を寄せ、恒藤恭が熱心に会に参加してい

たことを証言する。大橋は「恒藤先生の聴力は既に若干低下されていましたが、時に烈しく討議に参加される事もあり、大袈裟に云えば京大事件での氣力を垣間見る思いをした事もありません」と記す。恒藤恭にとって法理学研究会は、一種の安らぎの場でもあったのであろう。彼は最後まで法理学研究会を大切にされた。恒藤恭没後『大阪市大新聞』(第三一五号、一九六七・一一・一〇)に追悼のことは寄せた阿南成一は、次のように言う。

恒藤先生を戴いて毎月行われる法理学研究会は四〇年近く続いてきたが、法哲学のみならず公・私法、政治学の研究者も数多く先生を私淑して参加したのは、先生の学問研究の幅と深さを物語つて余りある。先生はどんな問題どんな学説にも的確な説明を与え、自分の見解を主張された。去る七月の先生ご出席の最後の研究会の時も、先生は「自分の意見をはっきりいうように」と特に念を押されたが、その言葉は今なお耳許を離れない。

法理学研究会の六十周年を記念した座談会、法理学研究会の歩み(『書齋の窓』第四四八号、一九九五・一〇)は、戦後の会の様子を生き生きと伝え、参考になる。その中でわたしが特に注目したのは、以下の発言である。

大橋(智之輔) 私は一〇年くらいしか研究会に参加していませんが、それでも約五年くらいは幹事をしたでしょう。その際、一つかなり気になっているのは、この研究

会が政治的にとても禁欲的な研究会だということです。六〇年安保を目の前にして、幹事役を引き受けまして、教授会とか教授団とかの声明が飛び交う時期でして、研究会によっては、あるいは学会によっては、声明を出したりしていた時期でもあるわけです。ところが、この研究会は、まるっきりそれに触れないということとして、最初にそういう取決めがあったのが、それとも恒藤先生がそういうようにされていたのか、政治的なことについて意見を交わそうかという雰囲気さえなかったですね。

後日、加古さんについて雑文を書きましたときに、ちょうど美濃部達吉さんの天皇機関説が弾圧されるときに、佐々木惣一先生がそれについてなんらの反応も示さないということ、加古さんがいらだつわけですが、私はそれについて若干肯定的な書き方をしました。

戦前のああいう状況の中で、研究会であっても、場合によってはできなくなってしまう、そういう状況があるんだとしますと、アカデミックな研究会でまったく社会的なことに無関係な研究会をやっていること自体でも、まだ、積極的な意味があるというようにお考えになって、この研究会の禁欲性が出てきたのだからか。それとも何か申合せでもしたのだからか。こういうことが、その後気になってくるわけです。

竹下(賢) その点について加藤先生、コメントでもございました。

加藤(新平) この研究会のメンバーの中にもですね、社会的運動へのコミットメントという点については、いろいろな意

見の人があると思うんです。また、それでいいと思うんです。ですから、研究会として何かまとまった運動をしなかった、声明をしなかったというのは、それでよかったのではないのでしょうか。

天野(和夫) 大橋さんのいわれた法理学研究会のテーマで、現実的というが、ことによると政治的な課題との関係だけども、これは恒藤先生が積極的に誘導されたということもないのですが、戦前も戦後も法理学研究会自体のテーマは、比較的アカデミックなものできたということではないでしょうか。だから、戦前も全体がファシズムの方向にゆく状況の中で、法理学研究会はそんなに傾斜していない。逆に言うと、戦後の六〇年安保の時に、それほど安保闘争にコミットしたような論議も出なかった。

ただ、恒藤先生自身は割合に関心は持っておられたと思う。それには関心を持っておられたけれども、戦後というよりも、戦前からかなり抑制的になってこられたと思うんです。先ほど述べましたように、恒藤先生が法学部に移られ、ヘーゲル研究会を始められる頃には、積極的に実践的な関心を持っておられるながら、しかし、行動については慎重になられたんじゃないかと思うんです。

戦後も、岩波の平和問題談話会、それと憲法問題研究会、これには積極的に発言をしたり、それから『世界』にもずいぶん書いておられます。だから、ご自分としては、非常にそういう実践的な問題に関心を持っておられたらうと思います。

加藤の「研究会として何かまとまった運動をしなかった、声明をしなかったというのは、それでよかったのではないでしようか」のコメントは正しい。ヒューマンスト恒藤恭は、研究会の席で、一方の旗を持って振るようなことはしなかった。それゆえに天野が言うように「戦前も全体がファシズムの方向にゆく状況の中で、法理学研究会はそんなに傾斜していない」ということになる。他方、恒藤恭は平和問題談話会や憲法問題研究会では、安保改定や憲法調査会最終報告書提出にかかわって、盛んに反対声明を出していた。

恒藤恭が社会意識の鋭敏な学者であったことは、論を俟たない。戦後は特にそれが目立った。次章で述べるが、日米安保体制批判、砂川裁判批判、憲法擁護は言うに及ばず、アメリカのベトナム戦争を「愚と悪の骨頂」（『京都新聞』夕刊、一九六七・五・一三）と断罪するなど、その批判精神は最後まで衰えることがなかった。だが、彼は自身の主宰する研究会に、己の立場を持ち込むことはしなかった。さまざまな思想の共存は、アカデミックな学会には必要との考えが彼にはあったのだろう。また、戦前・戦中の苦い体験が、それを支えていたのである。